

議員提出議案第4号

三木市日本酒による乾杯を推進する条例の一部を改正する条例の制定について

三木市日本酒による乾杯を推進する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり三木市議会議規則（昭和47年三木市議会規則第1号）第13条の規定により提出します。

令和7年12月23日提出

三木市議會議長 大眉均様

提出者

三木市議會議員	岸本和也
同	泉雄太
同	又吉健二
同	松原久美子
同	板東聖悟

賛成者

三木市議會議員	大西秀樹
同	初田稔
同	古田寛明

同 内藤博史  
同 おぎはら吉江

## 三木市条例第　号

### 三木市日本酒による乾杯を推進する条例の一部を改正する条例

三木市日本酒による乾杯を推進する条例（平成25年三木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
<p>○三木市日本酒による乾杯を推進する条例 三木市は、酒米の王者「山田錦」の産地であり、その生産量、品質ともに日本一を誇るまちです。 日本酒による乾杯の習慣を広めることは、日本酒の消費を拡大するとともに、「山田錦」生産者の意欲を高めることにつながり、三木市を元気にします。 よって、ここに三木市日本酒による乾杯を推進する条例を制定します。 (目的) 第1条 この条例は、日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、「山田錦」の生産者の意識高揚と日本酒の消費拡大に寄与することを目的とします。</p>	<p>○三木市<u>産の山田錦を使用した</u>日本酒による乾杯を推進する条例 三木市は、酒米の王者「山田錦」の産地であり、その生産量、品質ともに日本一を誇るまちです。 <u>三木市産の山田錦を使用した</u>日本酒による乾杯の習慣を広めることは、日本酒の消費を拡大するとともに、「山田錦」生産者の意欲を高めることにつながり、三木市を元気にします。 よって、ここに<u>三木市産の山田錦を使用した</u>日本酒による乾杯を推進する条例を制定します。 (目的) 第1条 この条例は、<u>三木市産の山田錦を使用した</u>日本酒（以下「日本酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、「山田錦」の生産者の意識高揚と日本酒の消費拡大に寄与することを目的とします。</p>

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。